

## 第 15 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 23 年 3 月 3 日 (木) 14 : 00 ~  
場 所 総務省 11 階会議室 (11F)  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、佐藤委員、  
相田委員、関口委員、藤原委員  
事務局 桜井総合通信基盤局長、  
(総務省) 原口電気通信事業部長、  
前川総務課長、  
古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、  
吉田料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について

- 総務省から資料説明が行われた後、分岐単位接続料に関する検討が行われた。

### 【主な発言等】

東海主査：本日は分岐単位接続料について議論の方向付けを行っていきたい。  
藤原委員：資料 3 において「委員限り」とされている趣旨は何か。  
事務局：事業者から、数値的な経営情報を含めた回答がなされていることによるもの。  
相田委員：仮に OSU 共用による分岐単位接続料を設定することになったら、振り分けスイッチを導入・設置する必要があるため、平成 23 年度接続料に間に合う話ではないと思われるが、その場合は、今回の申請とは切り離して次期以降に繰り越すことになるのか。手続き面における時間軸をどのように考えているか教えてほしい。  
事務局：分岐単位接続料の是非について議論頂くことが先決と考えているものの、その点についても各社の見解等を考慮してご検討いただきたい。  
酒井主査代理：共用実験に関する追加回答で、KDDI とソフトバンクの回答が矛盾しているように見えるが、両社の実験の内容は違うのか。  
事務局：実験そのものは両社とも同じ実験に参加しているが、回答にあたり念頭に置いている検証項目が異なっているためだと思われる。

酒井主査代理：どのようなサービスを提供するかによっても振り分けスイッチの仕様が変わってくる。

相田委員：イギリスのように光ブロードバンドがこれから普及するという段階であれば、振り分けスイッチを全国に設置することは意味があるかもしれないが、日本においては高度に発展したサービスが既に存在し、F T T Hの敷設が進展しているため、振り分けスイッチを各ビルに追加的に導入することは無駄が多い。また、都市部の設備競争が進展している地域と一芯の光ファイバで賄える戸数が比較的少ない地域とで同列の議論をして、実りのある議論となるのか疑問である。ソフトバンクもN T Tの帯域管理の運用ルールに従うと言っているのなら、振り分けスイッチを設置するという手段の他に、収容ルータ以下のアクセス回線をN T TのS I Pサーバで制御可能にした形で（他事業者が）使えるようにする枠組みを早く実現できるようにすることが、技術的な「後戻り」もなく、無駄も少ないことから、一番現実的な解ではないか。その場合、接続というよりは、S I Pサーバの制御下に置かれるという意味において、N T Tのフレッツ光の卸役務提供を受けるといった形に近くなり、比較的中小の事業者が利用しやすい形態となるのではないか。

東海主査：都市部とルーラルなエリアでの接続料メニューの選択肢を増やすという方法も考えられる。

相田委員：極端な例を挙げれば、ルーラルなエリアを定義し、その地域にのみ新たなアンバンドル機能を追加するということであろうか。

佐藤委員：設備競争がローカルなエリアにおいて起こりにくいという前提に立てば、卸役務の提供という形をとれば、追加コストを押さえて実現ができるのではないか。ただ都市部と地方をどういった基準で分けるかについては実行上難しい。

酒井主査代理：そもそも論としていえば、ローカルなエリアにおいて8分岐方式を行うということが適切なのかどうか分からない。仮に分岐単位接続料を需要が少ないエリアに設定したところで、十分な需要が立たないことから、N T Tにとっても競争事業者にとっても利用できる一分岐単位の接続料は高いままとなってしまう。そうであるなら既存メニューの接続料を引き下げるほうがよいのではないか。

佐藤委員：資料2のN G N答申時に示された課題について、各社の評価を載せるのだけではなく、現在までの3年間で本当の意味で解決されたものと依然として未解決のものを事務局において技術面、コスト面、運用面等に分類してそれぞれ優先順位を付けて欲しい。

事務局：資料2に各社の課題に対する評価を掲載した趣旨は、「議論の材料を提示する」というものであり、本資料も参考にしつつ、委員の方々には各社の1

2の課題に対する現時点での評価をどう解釈するかということを議論して頂きたい。

佐藤委員：3年前と現在の状況で大きく変化したものは何か。

事務局：競争事業者共同のOSU共有に関する実証実験が行われたことと、1芯接続料（申請ベース）が下がっていることである。

酒井主査代理：そもそも実証実験というものは、運用ルールさえ決めれば検証は可能である。しかし現実にはその運用ルールが変わるということまでは検証しきれないものである。

東海主査：実証実験において全てをカバーすることはできないが、3年前との差分において実証実験を行ったという事実は認識しなくてはならない。さらに「光の道」を促進すべきという議論が強まっている中、接続料の低廉化についても何らかの仕組みでもって前向きに進めていくような議論をする必要がある。

佐藤委員：競争事業者の行っている営業のスタンスを伺うと、NTTに加入しているユーザ宅の電柱を見つけ、2年間の継続利用が切れるタイミングを見計らい、当該ユーザを獲得しているケースもあると聞く。その意味で、実際に設備競争が進展していると思われる地域であっても、実は同じ大きさのパイを奪い合っているだけで価格の値下げ競争が起こっているだけという実態が実際存在するのかという点は関心があるところ。

藤原先生：「技術的には可能であっても、全体のシステムに波及する問題が存在し、そのために追加的なコストが必要となってくる中で、そうまでして新たに開発し対応させるということの是非についても検討しなければならない」という理解が正しいのであれば、OSU共有には次元の高い問題が含まれていると感じる。また平成23年度の接続料にOSU共有による分岐単位接続料を追加で設定するようNTT東西に命じることは難しいという印象を受けるため、分岐単位接続料設定の是非を検討した上、当該接続料については4月以降も継続審議とするか、今回は「進展を見ていずれ検討」として棚上げするか、いずれかの判断が求められる。なお、資料2のNGN答申時に示された課題について、各社の評価に対する更なる反論を行い、再度NTTを交えて実証実験を行うという手法もあると思われる。

東海主査：仮にOSU共有を実現させるとした場合、実現までにかかる時間的なスパンはどれぐらいになるかについては追加回答でも示されていないことから、事務局においてNTT東西及びソフトバンクに対して見解を確認していただきたい。

藤原委員：追加的コストの発生によりOSU共有ができないとしても、現在申請中の接続料を政策的に大きく引き下げる形でFTTHの普及を促進し、回収漏

れについては乖離額調整制度で対応するという考えもある。

佐藤委員：国によってG-PONとGE-PONの2方式のうちどちらを導入するかが異なっているが、どういった基準で選択しているのか。

相田委員：一般的にGE-PONのほうが廉価であると思われる。どの程度のQoSのサービスを行うかの事業者の判断もあると思う。

関口委員：OSU共用などについて整理したNGN答申から3年が経過しているものの、現時点で課題解決に向けた特段の進展がないという事実自体を重く受けとめるべき。また3年前はNTTでさえ8分の1を埋めるのがやっとだったという時期であったが、現在においてはKDDIが設備設置事業者となったという環境変化もあるため、都市部の競争が進展しているエリアにおいては、追加コストの観点からも分岐単位接続料設定を議論の俎上に載せる必要はないと思う。しかし一方で競争の進んでいないエリアにおいて現在のシェアドアクセス方式による一芯貸しを採用し続けることも難しく、理想としては都市部と地方で分けた議論ができればよいのだが、悩ましいのは、何をもって都市部と地方に分けるかの判断基準がないということ。都市部における設備競争の促進を図りつつも、コストとのバランスを考慮し、地方におけるアクセス手段が光ファイバのみではないということを加味した上で、ルーラルエリアでの利用率向上を図るための競争促進政策を考えなくてはならない。OSU共用については、各設備を全国に置きなおすことを考えるとエネルギーがかかりすぎるという感もある。

佐藤委員：需要の見積もりについては議論が残っているが、今回申請された接続料自体についてはその是非を決めるべきだし可能だろう。一方で1分岐の問題は残り2回の接続委員会で決めるのは難しい。しかし、時間切れのため終了とするのではなく、前回からの課題を更に整理し、問題点を絞り出し、残された問題点を議論の場や実験において検討するなど、「光の道」の実現に向けて、今回の議論を次の結果につなげるもう一歩は必要。卸など現実的に検討できることもあるかもしれない。

関口委員：卸に関しては、仮にフレッツ光に係る機能を接続料化したとしても、改修費用の負担をどうするかについて検討する必要が生じる。

東海主査：次回は分岐単位接続料の検討を引き続き行うとともに、将来原価方式における乖離額調整についても議論していきたい。

以上